

祿一千石使釋褐藩素行感知遇應聘仕于此九年而責不以職任遇以賓禮猶故萬治三年庚子夏有故辭祿侯謂素行曰近世木村常陸介封邑五萬石以五千石聘木村總右衛門長谷川藤五郎八萬石以八千石聘島孫右衛門丹羽五郎左衛門十二萬石以一萬石聘江口三郎左衛門吾所聞也寺澤志摩守八萬石以八千石聘天野源右衛門松平越中守十萬石以一萬石聘吉村又右衛門吾所親見也自今以後諸侯有聘問者不爲一萬石無應其聘矣夫百石千石士之常祿也士不食祿萬石則出不足以行軍國之用備戎器之具入不足以祭祀祖先養父母撫臣民矣其被尊崇率若此

〔銀臺遺事春〕遺言○堀勝に任せ所領を子供に分ちたまふ嫡子丹右衛門勝安三百石加増して五百石に成其子次郎太夫勝行其子平太左衛門勝名也君重賢川の御家を繼せ給ひけるは勝名いまだ小姓組の比にて勤仕しけるを用人にうつされいく程なく寶曆二年七月擢出して奉行になし給ひけるより以來一國の仕置此人の計らひたまはざる事なく終に中老を経て家老になし所領を加へて三千五百石に至り國の政事を委任したまふ事凡三十年ばかり君の人を知らせ給ふ事明らかに人を任じ給ふ事の専らなりし事如斯○中

浦地喜左衛門正定○中君の御代になりては納戸の事を司りてありけるにある時鷹野に具し給ひて此犬亥ばし引て居よと有ければ犬は犬引にこそ引せらるべきに逆引かず又あるとき御かたはらを掃くべきよしをの給ひければそれは掃除坊主にこそ可被仰付とてはかずかく何事もむくつけくいひければおのづから御覺もよからぬやうに人も見なし其身も役を辭退せしにいく程なく役料五百石をあたへて奉行になし後は所領を加へあたえて三百石猶役料六百石添て九百石の高に被成○中此國にては平太左衛門勝名と、もに高名なり

〔伊呂波字類抄不<sub>ト</sub>字〕不遇

〔拾遺和歌集九雜〕身の亥づみぬることをなげきて勘解由判官にて

源亥たがふ